

## 亀山市告示第34号

亀山市障がい者地域活動支援センター事業実施要綱を次のように定める。

令和5年3月22日

亀山市長 櫻井 義之

### 亀山市障がい者地域活動支援センター事業実施要綱

#### (目的)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第9号の規定に基づき、亀山市障がい者地域活動支援センター事業（以下「事業」という。）を行うことにより、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

#### (対象者)

第2条 事業の対象者は、法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児とする。

#### (事業の内容)

第3条 事業の内容は、地域活動支援センター（以下「センター」という。）において創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することとする。

#### (実施施設等)

第4条 事業を実施する施設は、センターの設置及び運営に関し、三重県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年三重県条例第24号）の規定に適合し、かつ、亀山市福祉事務所長（以下「所長」という。）が、相当と認めた施設（以下「実施施設」という。）とする。

2 所長は、事業の一部を、実施施設を設置し、及び管理する事業者に委託するものとする。

#### (実施の届出等)

第5条 事業の実施に当たっては、亀山市障がい者地域活動支援センター事業実施届（様式第1号）に必要な書類を添付して所長に提出しなければならない。

2 前項の規定により届け出た内容に変更が生じたとき又は事業を中止し、若しくは廃

止しようとするときは、速やかに、亀山市障がい者地域活動支援センター事業（変更・中止）届（様式第2号）により所長に届け出なければならない。

（利用の申請）

第6条 事業を利用しようとする者は、亀山市障がい者地域活動支援センター事業利用（変更）申請書（様式第3号）により所長に申請するものとする。申請した事項に変更があったときも、同様とする。

（利用の決定等）

第7条 所長は、前条の申請書を受理したときは、当該対象者の身体及び介護の状況、世帯の所得状況、住宅環境等を考慮した上でその内容を審査し、その可否を決定し、利用の決定をしたときは亀山市障がい者地域活動支援センター事業利用（変更）決定通知書（様式第4号）により、却下の決定をしたときは亀山市障がい者地域活動支援センター事業利用却下通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（費用の負担）

第8条 前条の規定により事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、事業に要する費用のうち、別表の左欄に掲げる1日当たりの利用時間の区分に応じ、同表の右欄に定める基準額の10パーセントに相当する金額を負担しなければならない。

2 利用者の負担上限月額、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

3 前項の負担上限月額の対象となる費用は、事業及び亀山市障害者地域活動支援事業実施要綱（平成18年亀山市告示第118号の3）に基づく事業の利用並びに法第19条第1項に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給について負担する費用とする。

（費用の請求）

第9条 第4条第2項の規定による委託を受けた事業者は、別表に定める基準額から、前条の規定により利用者が負担した額を控除した額を所長に請求するものとする。

（秘密保持）

第10条 第4条第2項の規定による委託を受けた事業者の職員（職員であった者を含む。）は、事業の実施上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第8条関係）

1日当たりの利用時間	基準額
4時間未満の場合	1,000円
4時間以上6時間未満の場合	2,000円
6時間以上8時間未満の場合	4,000円
8時間以上の場合	5,000円

備考

- 1 利用者に食事の提供を行う体制を確保している実施施設において、利用者に食事を提供することになっている利用者について食事を提供した場合は、1回の提供につき300円を基準額に加算する。
- 2 利用者の心身の状況、保護者及び家族の状況等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対し、その居宅又は学校から、実施施設までの間の送迎を行った場合は、片道につき270円（障害児にあつては、540円）を基準額に加算する。

亀山市福祉事務所長 様

亀山市障がい者地域活動支援センター事業実施届

所在地  
届出者 事業者名  
代表者名  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

次のとおり、亀山市障がい者地域活動支援センター事業の実施を届け出ます。

事業所	フリガナ				
	事業所名				
	フリガナ				
	事業所所在地	(〒 - )			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	職員の配置状況	フリガナ			
		事業所責任者氏名			
		職員数	人（常勤	人・非常勤	人）
同一事業所で実施している他の事業等					
主たる対象者	障がい者 ・ 障がい児				

（添付書類）

- 1 法人格を有することを確認できる書類
- 2 三重県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例第3条に規定する運営規程及び同条例第8条に規定する設備が確認できる書類

亀山市福祉事務所長 様

亀山市障がい者地域活動支援センター事業（変更・中止）届

申請者 所在地  
事業者名  
代表者名  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

年 月 日付けで届け出た亀山市障がい者地域活動支援センター事業について、次のとおり（変更・中止）を届け出ます。

事業所名	
変更・中止の理由	
変更の内容	変更前
	変更後
備考	

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

亀山市福祉事務所長 様

亀山市障がい者地域活動支援センター事業利用(変更)申請書

申請者 住 所

氏 名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

次のとおり、亀山市障がい者地域活動支援センター事業を利用したいので申請します。

対象者の状況	氏 名				
	住 所				
	生年月日	年 月 日			
障害の状況	手帳の有無及び種類	(有・無)			
	障 害 名				
	そ の 他				
利用の希望		利用時間数	月 日		
変 更 内 容	変更前			変更後	
提 出 者	氏名			利用者との続 柄	
	住所			電 話 番 号	

様式第4号(第7条関係)

亀 第 号  
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長

印

亀山市障がい者地域活動支援センター事業利用(変更)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった亀山市障がい者地域活動支援センター事業の利用については、下記のとおり決定しますので通知します。

記

受給者証番号		支給決定障がい者 (保護者) 氏名	
支給決定日		支給決定に係る 障がい児氏名	
有効期間			
利用時間/基準額			
利用者負担割合		利用者負担上限月額	
特記事項			

備考

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に亀山市長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には亀山市長に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に亀山市を被告として(訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。)、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号(第7条関係)

亀 第 号  
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長



亀山市障がい者地域活動支援センター事業利用却下通知書

年 月 日付けで申請のあった亀山市障がい者地域活動支援センター事業の利用については、次の理由により却下することに決定しましたので通知します。

1 申請事項

2 却下の理由

備考

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に亀山市長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には亀山市長に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。